

# 委託業務仕様書

## 1. 業務名

本業務は、「宮古島市訪日外国人旅行者向け通信環境実証事業業務委託」（以下、「本業務」という）という。

## 2. 目的

近年、訪日外国人旅行者の増加に伴い、旅行中の通信環境の確保は観光地における重要な受入環境の一つとなっている。本市においても、公衆 Wi-Fi 環境の維持・更新に係る費用負担が課題となっており、市民及び国内観光客を含めた通信環境の在り方についても新たな手法の検討が求められている。本事業では、訪日外国人旅行者を対象としたデジタル通信サービスの実証実験を実施し、利用状況や観光行動データの分析を通じて、公衆 Wi-Fi の代替可能性を検証することを目的とする。

## 3. 業務期間

契約締結日の翌日から、令和 8 年 8 月 31 日（月）まで

## 4. 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理責任者届
- (3) 業務行程表
- (4) 完了届
- (5) 業務に係る経費内訳書等
- (6) その他、委託者が指示する書類

## 5. 委託業務内容

本業務では、事業の目的を達成するため、以下の業務を実施する。

なお、事業実施にあたっては、受託者が有する知見を積極的に活用し、業務目的の達成に資する提案等を行うものとする。

- (1) 訪日外国人向け通信サービスの実証
  - ① 利用データの取得および分析
  - ② 公衆 Wi-Fi 代替可能性の検証
- (2) 報告書の提出

## 6. 成果物

本業務における成果物は、次のとおりとする。

- (1) 報告書：1部

## 7. 納入場所

宮古島市 観光商工スポーツ部 観光課

## 8. 業務実施上の注意

受託者は、業務実施にあたって以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。
- (2) 業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
- (3) 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (4) 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (5) 契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。

## 9. その他留意事項

本業務の実施にあたり、社会一般に通常実施される業務については、本仕様書に記載のない事項であっても、業務の範囲とする。

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。